

第15回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成14年5月21日(火) 18時30分～20時35分

委員長 それでは、始めさせていただきます。

前回の議事録はお返ししてありますので、特にご訂正がなければ議題を進めていきますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日は第15回の審議会になります。私たちの任期は、確か、委嘱状は8月の何日かにいただいておりますので、後々議論をまとめましょうという話を始めて数回目になります。

今日は子育て家庭の支援充実についての3回目ということで、こちらを主として議論をさせていただきます、それから報告書は目次立て、前回のご意見、それから前回、前々回の子育て家庭の支援充実について出たご意見で、私の発言したポイントを少し織り込んだ第二次案をつくってきました。それとの関連で、保育所のあり方については、まだ十分鎌倉市側からきちんとした提案はなされていないのではないかというご意見もありましたので、その点についても資料を充実をさせていただきましたが、そこに関する議論は次回以降時間をかけてやりたいと思いますので、当初の予定どおり、今日は「子育て家庭への支援充実について」ということに少し時間を配分としてはそちらに重点を置きたいと思います。

それでは、事務局の方に出席委員さんについての確認、同時に幹事の出席状況等もお願いいたします。

事務局 出席状況の報告をいたします。

委員につきましては、委員がまだお越しではございませんが、特に欠席との連絡も受けておりませんので、会議を始めさせていただきます。

それから幹事ですが、前回に引き続き、青少年課長の代理として係長が出席しています。それ以外は全員そろっています。以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、今日の資料の確認をお願いします。

事務局 それでは、資料の確認をいたします。

資料15-1として審議会報告書(目次第二次案)、資料15-2として「子育て支援の充実に向けて(検討素材)」(資料10-3)の追加修正、資料15-3、「子育て家庭への支援充実について」の資料をお配りしています。その他については、子育て広場の広報かまくらより抜粋の部分と、公立保育園の民営化に対するアンケート、子育て支援の充実に向けて検討素材に対するアンケート、以上を資料としてお配りしています。

委員長 ありがとうございます。

それでは、最初は資料の15 - 3というのが中心になると思いますので、まず、
この資料の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、資料15 - 3の説明をいたします。

まず1ページは、幼稚園と保育園の在園児の住所地で地域別に出した未就園児の
状況です。全体としては2ページ、3ページでグラフでも示してありますが、
腰越地域の0、1、2歳の未就園の割合が比較的多いかなという部分
がわかりいただけだと思います。

4ページについては、こども局推進担当の所掌事務を紹介しました。

5ページは、鎌倉市ファミリーサポートセンターの会員の申し込み状況です。7
月1日のサービス開始に向けて4月8日から申し込み受け付けを開始してい
ますが、5月15日現在の登録者数をこちらに記載しました。

この中で一部訂正があります。依頼会員のうち一番右端の育児・介護の依頼会員の1とい
うところは2名に訂正をお願いいたします。こちらは依頼会員、支援会員、両
方会員という形の紹介になっています。

6ページ、7ページは、子育て支援センターの利用状況です。左端の利用者のと
ころは福祉センター内の子育て支援センターの利用状況、あとは巡回ひろば、
これは巡回ひろば総体の数字を出してあります。その合計の数字と、あとは
1日の平均を出しています。

8ページは、平成13年度の家庭保育福祉員制度の運営状況です。10月から家
庭福祉員2名の方が登録されていますが、そのうちの1名の方が児童の保育
を開始しています。11月からはその1名の方が3人の児童について保育し
ている状況を紹介しています。

9ページに移ります。こちらは、前回、子ども会館・子どもの家の保育プログラ
ムとかカリキュラムというものが何かありますかというご質問があった内容
ですが、こちらについては、指導員に対する指導マニュアルの中で子ども会
館・子どもの家の業務方針を定めています。その中で、来館者の児童の状況
を見ながら、育成指導としての遊びの指導や生活の指導を行うということが
書かれています。

11ページは、子どもの家・子ども会館の1日のタイムスケジュールを紹介しています。

12ページ、13ページについては、子ども会館・子どもの家の施設ごとの年間
行事の事業報告書です。

次に、14ページ、15ページについては、子ども会館の利用状況として、
1日の平均利用児童数を記載しています。

16ページ、17ページ、18ページについては、同様の内容で子どもの家の利
用状況を紹介しています。

19ページは、平成12年度のひとり親家庭の支援事業の一覧です。(1)につ

いては、鎌倉市で実施している事業で、遺児卒業祝い金贈呈、遺児進学・就職支度金贈呈、母子家庭等児童の大学進学支度金贈呈、母子寡婦福祉会補助、母子・寡婦及び父子福祉資金貸付、母子家庭等家賃助成を行っています。

(2)については、鎌倉市母子寡婦福祉会で行っている実施事業です。事業としては緊急小口資金の貸し付けを行っています。その他については県が実施している事業で、家庭奉仕福祉員の派遣、母子相談員の相談業務を行っています。

最後の20ページは、平成12年度私立幼稚園補助金交付状況です。前回の説明と重複する部分がありますが、上の欄の表の事業に補助金の交付を行って、その下の二つの表については前回の資料の再掲です。

15-3の資料については以上です。

その外に、前回に資料請求がありました保育園在園児の5歳児が227人で、子どもの家・放課後児童クラブの登録者数の1年生が135人、その差の92人はどこに行ったのかとのご質問がありましたが、資料として今日お出しすることができませんでしたが、現段階では具体的な調査を行っていないため資料として出せなかったのですが、考えられるケースとしては、保育園に入園している児童について、祖父母の方が同居している方とか自営業の方、もしくは母親の就労の要件で入園されている方についても、最近パートでお勤めされる方が多いので、3時、4時ぐらいにご自宅にお帰りになっている方などについては、登録していない方がかなりの方いるのではないかということが考えられると思っていますので、資料として出せなかったんですけども、補足として説明させていただきます。

以上で資料の説明を終わります。

委員長 それぞれのご質問にも一定資料を出していただいていますけれども、例えば、

委員の方からは、子ども会館の利用状況はどうなんだということで数字が出ていますし、それからファミリーサポートセンターについても数字が出て、幼稚園についても、20ページの11の四角の下の二つですかね、幼稚園協会への補助金と、それから教材教具購入費補助金というのが出てきたりしまして、全体として、この間私の方で少しメモをした中には、放課後児童対策ということで登録者数の差というのは今お話があったようなところですし、それから指導基準についても、きょう資料で出ていますね。それから、保育園・幼稚園のいずれにも行かない子どもについては、最初のフレームのところを出していただいている、0、1、2のところで大数のお子さんが両方とも行っていないということですね。それから、子育て支援センターのファミリーサポートセンターについては数字が出ています。

それから、こども局の推進担当の所掌事務についてということで、これはこども局の方が

- ら補足のご説明がありますか。表が1枚だけ4ページにあります。
- 幹事 それでは、補足という形で、私どもの方で4月以降、仕事についてきたこともありますので、簡単にお話をさせていただきます。
- 私どもの方で取り扱います事務というのは、文章化しますとその五つの項目ということになりますが、具体的にはこども局自体をどういった形で実現していくのか、それを今、考えて進めていくというところです。
- 実現に当たりましては、皆様の意見を考えながらということで、いろいろな子育ての支援グループの集まりですとか、皆様がこちらにお越しいただいたときのご意見ですとか、窓口でいろいろな形で市民の方と接する中で意見を今把握しているところです。相談のあり方、それから総合的な企画調整などということですが、そういったものをどのように進めていくのかということは今考えているところです。
- 委員長 まさにスタートして、これから中身をつくられていくということだろうと思うんですが。
- そのほかに、私の方で遊び場のこととかひとり親家庭のことというのを、この間、報告書として上げまして、ひとり親家庭についても一定の資料が出てきたということで、3回目になりますので、総体として子育て支援ということについて、鎌倉市の中でどう充実していけるのかということでご自由にご意見をいただきたいと思ひますし、なお、こういうことを把握しておく必要があるのではないかというご意見でも結構です。こども局という枠組みに対するご意見があらうかと思ひますし、個々の施策等についてのご意見等もあってよろしいかと思ひます。どうぞご自由に発言をお願いいたします。
- 委員 前回、資料請求をお願いした件でちょっとまだよくわからないんですけども、ファミリーサポートセンターを利用したいので依頼会員になりたいが、料金が高額なのでできないような家庭について何か方策はないかということで、私が聞いている中では、母子家庭奉仕員派遣制度というのと、ここに出きます家庭保育福祉員というんですか、そんなものが該当するのかどうかということで疑問符でこの話をしたんですけども、その何か整合性というか、その辺をちょっと説明していただきたいんですが。家庭保育福祉員にしても、もうちょっとコマーシャルというか、全然表に出てきていなくて、どのくらい活用されているのかどうかということとあわせていかがでしょうか。
- 事務局 それでは、家庭保育福祉員について説明をいたします。
- 家庭保育福祉員については、基本的には保育所に入所できずに待機している児童に適切な保育をするということを目的としています。ですから、利用料金につきましては、保育園のシステムと同様に、金額の設定は若干違いますが、その収入に基づいて階層分けして対応しています。ある一定の収入以下の方

については、保育料の減免ではありませんが、無料という形もあり得る料金体系にはなっています。

家庭奉仕員の派遣事業は、県の制度で現在行っていますが、たまたまこれは平成15年度に法改正が行われる予定で、今のところ実施主体は都道府県ですが、来年度から市が実施主体になれるということで、それを機会にどういう形がいいのかということを検討していきたいと思っています。現状はこのままですけれども、来年度は制度の中身についても考えたいと思っています。

委員 つまり、ファミリーサポートセンターの利用について等、これとは全然関係ないわけですね。

事務局 現段階では家庭保育福祉員制度とファミリーサポートセンターは別のものと考えています。また、家庭奉仕員の派遣については、制度が来年度から変わるということもありますので、その辺はこれから、継続してできる部分があればやっていきたいということも検討材料の一つとして考えたいと思っています。

委員 資料の8ページの家庭保育福祉員制度というところに待機児童の対策のようなことが書いてありまして、具体的にはひとり親家庭なのかもしれないんですけども、何か今、待機児がいる場合に、それをもうちょっと活用するということはできないのかなと思ったんですけども。

事務局 家庭保育福祉員は特にひとり親対策ではなく、ひとり親とはまた切り離して考えています。待機児童対策というのが主な目的です。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

委員 よろしいですか。こども局の(1)の子育てに関する総合的相談についての事項という、4ページですが、この意味について、私のちょっとお願いといいいますか意見があるんですが、この配られた資料15-3の中でも、母子相談員、家庭奉仕員、家庭保育福祉員といらっしゃいますよね。それで、総合的相談のセクションをこれからつくってやっていかれるということだろうと思うんですが、私はこの子どもにかかわる相談というわけではないんですが、男女人権参画課の方の女性の相談員をしているんです。それからあと、4月から女性のための電話相談も始まっています。鎌倉市としていろいろな部署でいろいろな相談員の方がいて、いろいろな相談をやっていると思うんですが、私の女性相談の中でも、子どものことについて、小さい子を抱えてどうしよう、虐待してしまうのではないかとか、そういうような真に迫った相談がとても多くあるので、この相談員、鎌倉市で相談にかかわる人たちの横の連携といいいますか、お互いの連絡をとり合える何かセクションがあればいいなと思っています。それで何か話し合いながら、会合を持って事例検討とか情報交換し合いながら、この未就園児の中にも含まれるかもしれませんが、見えない部分、お子さんが家で一人でいらっちゃって、親も保育園に子どもをや

らないで近所の人とも付き合いがないという孤独な方もいらっしゃるんですね。それで、どこに相談していいかわからない方もいらっしゃるでしょうし、相談することを拒んでこもっている方もいらっしゃると思うので、そういうのがやはり一番大事というか、わからない部分でもあり、大事な部分でもあると思うので、相談員の横の連携をどうにかして話し合いの場をぜひつくりたいなと思っております。その点では、この(1)の総合相談というのはどういうことをなさるのか。もし具体的に何かあればお聞かせ願いたいと思います。

幹事 総合的相談、よく1カ所でまとめて相談がすべて受けられるようにということがいわれます。総合的相談ということの背景には、やはりそういった子どものことで相談に来られた方が、余り庁舎の中のあちこちを動かずに、ある場所でいろいろな形で相談を受けてもらえればということも考えに入っていると思います。それから、今、委員さんの方でおっしゃられたことというのは、相談員さんとしての立場で横のつながりをということであるかと思えます。いろいろな形で子どもについての相談が上がってくる中で、あるいはご意見をいただく中で、例えば子育て支援センターなどで、ふっと親子でいらした方が相談をされたり、話をしていられることの中に、親子の問題もあれば、女性としての問題もあれば、いろいろなサイドで対応していかなければならない問題が含まれていると思います。そういった相談のあり方、私どもの市役所の相談のあり方、それから相談員さんたちのあり方、市民の方にとって相談のしやすい総合的な相談という、そういったことを視野に入れながら考えていきたいと思っています。今、現在、どの形にしますということはいえませんが、そういった形で考えていきたいなと思っています。

委員 それから、もう一つつけ加えてよろしいでしょうか。ファミリーサポートセンターが立ち上がって会員も増えつつあるという、この5ページの表で見ているんですが、このファミリーサポートセンターの発達シグナルの講座を私受け持って、そのときに支援会員になりたい方がたくさん見えていたんですが、その方からの質問とか心配ですか、どう支援したらいいか、それから我が子に対してどう対応したらいいかというちょっと不安も抱えながらみたいな、とても正直な、率直ないろいろなお話があったんです。そこで思うんですが、子どもの相談もそうなんですが、ぜひ支援する側の、サポートする側の人たちのメンタルケアといいますか、サポートの場もあったらいいなと思います。よろしくをお願いします。

幹事 ファミリーサポートセンターにつきましては、4月8日に開所しまして会員の登録を始めたところです。サービスの開始は7月1日からになりますが、その前に支援会員の方に向けての講習ですとか、それから実際に依頼をされる方

への説明会ですとか、そういったものを繰り返し行っていく予定でいます。それから、実際にサービスを開始してから、そういったような研修の場ですとか講習の場を設けていくつもりでいますので、その中で今おっしゃられたようなことも含めてメニューを考えていくような方向でやっていきたいと思います。

委員長 私も 委員に、いつも自分でも悩んでいてということでご意見を伺いたいんですが、よく女性の相談でケースカンファレンスをやって、実はそれは子どもの相談で、うちでも同じ人が相談しに来ていたよというケースがあったりして、横の連絡というのは必要なのかもしれないんですが、一方で、そこで話をしたことに對する守秘義務とかありますよね。だから、なかなか横の連絡というのも、いうのは簡単なんですけど、実際的には難しい部分もあるかなと思うんですけども、その点はどういうふうにお考えですか。

委員 私が今やっている相談に電話相談が今度加わりまして、8人でやっているんです。それに私も加わりまして事前検討というのをやるんですが、守秘義務はもちろん本当に大事なことです。守秘義務は守るといのは基礎中の基礎ですよ。それであと、事例なんかは、その相談員自身の悩み、こんな場合、こんな困ったとか、こんなことを言ってしまって失敗したのではないかとか、こういうケアがやはり大事になってきますので、名前を出したりとかそういうことをせずに、こんな場合はこうというみんなのレベルアップも大事なことですし、心のケアというのは大事なことです。それは守秘義務が守られなくてしゃべってしまったとか、そういうのは過去に1例もなかったと思いますので、そういうことはみんな大前提としてやっていけば、それはとても有効だと思います。

委員長 では、横の連携というのは、むしろ相談員の人たちを支える連携というふうにご考えていらっしゃるんですか。

委員 それもありますけれども、やはり名前やプライバシーに関することは伏せておきながら、女性相談でいらした方が子どもについてこんな悩みを持っていたとか、こんな大変な状態だとか、そういうことを把握することも大事だと思いますので、そういうことも含めてです。

委員長 いつもいろいろな意味で関係機関の連携といったときに、そのことがいつもキーになるといいますか。

ちょっと私の方からこども局に質問なんですけど、総合的相談ということで、1カ所で動かなくて済むようにというのは非常にいいかなと思うんですけども、それはやはり鎌倉市役所に来ないとだめなのかなと。将来的に地区センターというところまでありますか。

幹事 それもご意見ということの中で考えていきたいとは思いますが、今のところは子

どもの関係の仕事がこの市役所の庁舎の中にある程度集中している関係の中で、この庁舎での相談の受け方を当面考えています。

委員長 地理的な問題というのがありますので、ちょっと質問をしました。ほかにいかがでしょうか。

委員 私、まだ不勉強なのか、こども局の推進担当というのがちょっとイメージできていないんですけども、今まで子どもに関しては、未就学、特に私、保育園の保護者をやっていたものですから、児童福祉課ですね、それからあと学齢になりますと今度は青少年課というふうに窓口がいろいろ違うわけですよ。最初このこども局推進と伺ったときには、それを一本化していくと、子どもに関することは1カ所でやりましょうということなのかなというふうに思っていたんですが、どうもお話を伺っていくと、それぞれの部局ではそれぞれのことをやって、その調整であるとか、あるいはその両方に入らないすき間みたいなのところであるとか、そういうところを考えていらっしゃるのかなという印象を持っているんですが、どちらのイメージととらえるのが正しい印象か。あるいはこども局推進担当ということで、これからこども局をどうしていくかということを考える部署ということで、まだその辺については白紙のままスタートしたのかどうかということをちょっと教えてください。

幹事 お答えとしては、最後におっしゃられた方向で今考えているというお答えになると思います。実際にこども局をどういう形で実現するか、どこからどこまでの範囲にするか、そういったことを含めて考えていきたいと思っています。皆さんの中から、今おっしゃられたような青少年の分野までというご意見も確かにいただいています。今後どういう形でこども局が実現できるかということ、たくさんの皆さんのご意見を伺いながらまとめていきたいと思っています。

委員長 委員としては、こうするといいなというご希望やご意見などはおありになりますか。

委員 例えば、保育園に行っている子どもについては、ある部署がいろいろ考えてくださって、それでやっていくと。それが1年生になるということで、学校に昼間行っているということは違うんですが、親の状況というのはほとんど何も変わらない。それが部局が変わる。今度は青少年課に変わるというときに、今度はその保育園の親がどういう状況であるのか、あるいはどういうニーズがあるのかということをもう一度最初からお話ししていかないと子どもの本質は伝わらない。こういうことを本当はわかっているはずなのに、中途から説明しなければいけないというような経験を実は何回か持っておりまして、きちんと連絡がその部局の間でされていけばそれでいいのかもしれないけれども、どうもそういう経験をしたものですから、子どものことについて、学齢のところで切るのではなくて一体として考えてください。そういう部局

があるといいなと思っています。

委員長 いかがでしょう、ほかに。

委員、少し遅れて見えましたが、今、15 - 3の資料に基づいて議論をしております。
ほかにいかがでしょうか。

委員 こども局のところについて話し合いが進んでいると思いますので、ここに関連したところで、今言われているこども局の設置の考え方そのものは、窓口を一本化すると。それはそれ自体に意味があろうことだろうと思いますが、今、委員もおっしゃいましたが、例えば、現実に幼児を抱えているご家庭、あるいは親御さんですよね。あるいは小学生でさまざまなことを抱えている親御さん等が具体的に相談をしたい、あるいは市にかかわるところで話をしたいといった時に、一つ、窓口一本化だけではなくて、やはり地域ごとにそういう情報がきちんと伝わるような、そういう構造を私は一方で求められているというふうに思うんです。そういった意味では、一極集中という思考と同時に、地域ごとにやはりそういう情報が、一番理想的なのは、例えば、保育園があるなら保育園、あるいは小学校ならば小学校のところ、こういうところに行けば相談に乗ってもらえますよとか、そういうことが重複して幾つもの線があって聞けるということが一番私はいいのではないかと思うんです。そういう方法を考えていただきたいなと思います。それが実際の親の中では、結局一本化すると、先ほどもおっしゃっていたように、市役所に行かなければわからないと。

もう一方で問題になるのが、常に幼児の保育園にかかわるところでいくと、市役所の担当部局とのトラブルが結構ありまして、それはかなり保護者の皆さんも何とかならないかということでもいつも出てくる問題なんですけれども、そのところでも、私、そういうのは詳しくないんですが、行政でいけばオンブズマン制度のような、こういう苦情がある場合にはどこどこに行けばまた別のルートで考えていただくことができるんですよというところも、もう一方で必要なのではないかなと思います。

委員長 実は私は子どもが3歳のときに鎌倉市に転居してきましたので、そういうときに、鎌倉でこれから子育てしていくんだというときのいろいろな情報というのは、もちろん地域からももらうんですけども、行政からももらうときに、いろいろな情報というのを複合的にもらえたら、これから鎌倉市に入ってくる人にもいいのかなと思っていて、例えば(3)のところも、こういう段階の関係機関との連絡調整というふうになっているんだけど、こういうものをかみ砕いた情報として提供していただくと、すごくスタートするときには心強いかなというふうに思いますけれども。それも、地域ごとにそういうのがあるといいなと。委員のご意見に近いところがあると思います。

そういう子育て支援ということで、全般、まさに乳幼児期から学齢期に入るところで、保育園に入園する人はそういうニーズを一本化してとらえてほしいというふうなご意見というのも出てくると思うんですが。

ほかにいかがでしょうか。

委員 どうしても福祉中心ですので、幼稚園とか学校というのはなかなか皆さんの発言の中に出てこないんですが、やはりこども局がどこに属するのかですね。福祉に属することによってどうしても福祉中心になるとか、あるいは教育委員会に属すればそうになってしまうということで、きちんと市長の直属かそういうところに置いていただいて、全部網羅的に見れるような組織にしていきたいと思うんです。

特に幼稚園のことをいいますと、幼稚園は県の管轄だから市はわかりませんとすぐおっしゃいますけれども、市民の方はどうしても役所を頼りにいろいろな相談に伺うわけですよ。ですから情報は、当然こういう時代ですから全て公になるわけですから、やはり所轄するところが福祉になってしまうと、どうしてもこの問題が出てくるのではないかなと思うんです。ですから、多分今は保育所が中心になってやっていますけれども、もうすぐ皆さん、今度は小学校に上がります。今度は小学校の問題が出てきますよね。やはりそれも連続してこども局で扱えるようなシステムづくりというんでしょうか、ぜひそういうところをお願いしたいと思います。

委員長 委員、現状で幼稚園と保育園の経営者というか先生方の交流会というか、検討会というか、そういうのは定期的にあるんですか。

委員 今まで教育研究所、今度は名前が変わりましたね、そこが中心となりまして、幼稚園、保育園、小学校の連絡協議会というものを鎌倉は20数年、もう一番古くからやっております、お互いに見学に行ったり、そこでお話を伺ったりするようなことを毎年やっております。

委員長 それはどのぐらいの頻度でやっているんですか。

委員 鎌倉市内を3地区に分けて、3地区ごとに研修会があって、それから合同で先生方が集まっての研修会と、それから最後に、その研究の今までの見学とか、発表を行うということをやっています。

委員長 あんまりそういうのは市民側に発信されていないんですか。

委員 そうですね。どうしても現場の先生方、あるいは保育士の方々がお互いに交流して理解をしようというところがまず大事だと思うんです。例えば幼稚園でいきますと、幼児期に文字指導、数指導をしてほしいと。小学校に行けば、先生はそれは小学校でやるから結構ですと言いながら、本音はどうなんですかとか、そういう話し合いができる場として、お互いにこの幼児教育を小学校の先生にもわかっていただき、幼稚園の先生にも小学校のことをわかって

もらうと、そういう機会になっていると思います。

委員長 僕は20数年の歴史を持っていらっしゃるという鎌倉市はすごいと思うんだけど、委員の方、委員は当事者だからわかると思うんですけど、ほかの委員の方はご存じでしたか。

委員 知りませんでした。

委員長 やはりそういうのがあって、まさにその辺で子ども局の仕事の一つなのかもしれない。こんなことをやっていますよというようなことが出てくると、場合によっては、それぞれ鎌倉市の一つのシステムとして誇っていいことかもしれないですね。

委員 今度、小学校になりますと、学童保育のことだって大変大きな問題になってくると思うんです。何で学校の施設が使えないのか、あるいは厚生労働省の予算だから学校は使えませんか、こんなばかな話をしている時代ではないと思うんですけど、そういうこともすべてやはり子ども局が中心になって情報をどんどん提供して、鎌倉市独自の案をつくっても私はよろしいのではないかなと思うんですけども。

委員長 鎌倉市ではないほかの地区で聞いた話で、幼稚園の指導要録は小学校に上がるけれども、保育所の保育記録は全然小学校に上がっていないという話も、地区によってはまさに完璧な縦割りというのを聞いたことがありますので。

委員 これはやはり法で定められていますから、いかんともしがたいですね。

委員長 ほかの地区だと、実際的には保育園の資料もいろいろ、それぞれ小学校とも打ち合わせたり、きちんと情報交換されているということも聞きますので。委員全員が初めて当事者以外の視点でぜひその辺の発信もしていただけたらなと思います。

ほかにいかがですか。

委員 よろしいですか。また子ども局推進担当の方にお伺いしたいんですが、実はこの間学校で配られたお手紙の中に、鎌倉市ファミリーサポートセンターがお出しになっている、こういうことをやっていますという宣伝のピンクのチラシをいただいたんですが、そこに「鎌倉市ファミリーサポートセンターは鎌倉市が開設し、特定非営利活動法人鎌倉市ファミリーサポートセンター市民会議が運営しています」という形になっているんですが、余りよくわからないんです。ここにちょうど子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの運営についての事項ということで、何かこのファミリーサポートセンターでこういうことをやってほしいんだけどもとかということ、今は子育てや介護の手助けが欲しいという形で、いや、お手伝いをしたいという会員を募集しているんですけども、こんなことをお願いすることはできますかというような問い合わせは、この場合だと子育て推進センターの方になっ

ているのかなということがわからなかったのと、あと、ファミリーサポートセンターでは子育てや介護の手助けの会員を両面的に募集しているんですが、その場合、子育てについてだけ子ども局がファミリーサポートセンターのことを関係してくるのかなということを教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

幹事 今ご質問の中にありました子育て支援センターとファミリーサポートセンターは全く違う機関でございます。子育て支援センターの方は、親子でいらしていただいて、その中でいっとき過ごしていただくという形でやっていますが、ファミリーサポートセンターの方は、7月1日からサービスを開始するんですが、実際にこういうサービスをお願いしたいという依頼会員と、それから、私、お手伝いしてもいいですよという支援会員との間の仲立ちをする組織ということです。それを設置したのは鎌倉市ですが、運営するに当たしまして、鎌倉市ファミリーサポートセンター市民会議というNPO団体にその運営を委託した形をとっています。

委員長 多分 委員のご質問は、そういう中でこの4ページの(5)はどのようなことを意図しているのかというご質問だと思うんです。

委員 そうなんです、すみません。何かわかりにくかったんです。ここに書いてあるのが、子育て支援センターはもちろんわかっていますので。子ども局ができる前は、もともとは子ども家庭福祉課が関係していたとっていたんです。ここにファミリーサポートセンターの運営についての事項というのが出ているので、それがこちらに書いてある市民会議とどのような形になっているのかなというのがわかりにくかったということが一つの質問で、それでもう一つの質問は、ファミリーサポートセンターでやろうとしていることが子育てや介護のこととなっているので、その場合に、このファミリーサポートセンター市民会議が運営しているということでしたらば、この子育てと介護の会員を求めることは両方とも網羅していると思うんですけれども、子ども局がこちらの方の運営についての事項をなさっているときには、子ども局が扱っていらっしゃるのには子育てについてだけなのかなということがちょっとわかりにくかったので、そこを教えていただければなと思いました。よろしくお願いします。

幹事 ファミリーサポートセンターは育児の部分だけではなくて、高齢者の介護の部分ですとか、それから障害者の介助という形の中で、そのお手伝いを専門的でない部分、専門的な部分ということではなくて日常的なお世話をする機関となっています。そのファミリーサポートセンター全体を所掌するのがこの鎌倉市の中では子ども局推進担当という形で事務が位置づけられています。実際の組織の運営に当たしましては、市民会議の方に委託をしたという形にな

っています。

委員長 ということは、介護の問題で何か問題が起きたときに、こども局にお話が行くということになりますか。

幹事 ファミリーサポートセンターの事業の中で起こったことは、私どもの方で扱うようになります。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

委員 先ほど情報の集約のようなお話がいろいろな方から出されていて、もちろんせつかくこども局推進担当ができたのですから、そこに行けば何でもわかるシステムというのは必要だと思うんですけども、例えば、地域の一般の子育て中のお母さんたちが情報を求める場合は、今、その子育て支援センターに行くと、いろいろなチラシや何かもあるし、よくわかるというふうな形になっています。そういうものを全部行政にお願いするのではなくて、今、NPO団体もどんどんできていますので、それを広めたいと思えば、そういうところにどんどん持っていっているわけです。私が入っている子育て懇談会もそうですし、主任児童員の企画なんかもそこに持っていきます。そうすると、多くの方に知られるようになるわけです。

例の保育園の拠点化の中で、5地域の中で子育て支援センターの地域版というのがこれからできるようになっていくと私はいいと思うんですけども、そうなりますと、先ほどこの会の前段で開かれているのか、閉じているのかとありましたけれども、地域のどんな方でも親子がそこに集えるというのが子育て支援センターのメリットですから、保育園の中で拠点化されたところでそういう機関となれば、そこに情報が当然集約されるわけで、そういうことで各地域の人たちがそこに集うことによってわかっていくということが、これからできればいいなと思っています。

子育て支援センターが各5地域の中で持たれるということについては、私もきちんと追跡をしているわけではないんですけども、既にそういうことをやっている他の地域のことをちょっと取材してみて、それもたくさんあると思うんですけども、既にここ2、3年で始まっている例としては、当初は保育園児の保護者の心配とか、保育士さんたちの新しいことに対する心配なんかがあったようなんですけども、やはり地域の全く子育てが初めての親が行ったときにとてもメリットがあるというのは、支援センターのアドバイザーからの意見もあります。つまり、例えば離乳食の対応とか、それから健康診査みたいなことは定期的に保育園でやっているわけで、そういう日に行くと、扉一つで仕切られていてもそちらに案内していただけたりとか。さらに、保育園で集団保育を受けている子どもたちが、家庭で親と二人だけにいる子とどれだけ違うか、集団のすばらしさということがそこでわかったり、保育士

さんたちの様子を見て遊び方がわかったりと、いろいろなことでメリットがあって、当初危惧していたほどのことは特にないというので、私もどんなものかなと思ったんですけども、とてもいい方法ではないかなと思っています。

ただ、子育て支援センターで、今度の資料の中の子育て広場も広報にずっと書いてあったところで繰り返しいわれているのは、結局、母親次第なんですよ。父親でも構わないんですが、何を支援するかというと、困っている母親の精神的なケア、それから子育ての実際のテクニックの件もそうなんですけれども、今、現在の保育士さんたちは、保育、子どもに対することに対してはベテランなんですけれども、もちろん保護者とも毎日対応していらっしゃるけれども、就労していない家庭の主婦というんですか、親子だけでこもっている母親の気持ちとか、そういうことに対しては、今、現在は自分の経験もないかもしれないし、長年蓄積された中でもそういうことについてのことは熟知されていないかもしれないという、そのあたりで先ほどの横の連携も必要だと思いますし、それなりの専門の方をまたそこに配置するというのも必要なかなと思いますけれども、とりあえず情報の集約をそこが一つ受け持っていくんだらうと思うんです。

ちょっと長くなるんですけども、子どもの遊び場のことを話したくて。前回の資料をさっき落としましたんですけども、もうお持ちでない方もいらっしゃるかなと思うんですけども、この遊びの配置図は、例えば小学校区ぐらいの想定の中に、公園が幾つか必要だと。例えば、支援センターのようなものも一つそういうものが必要なんだと思うんですけども、もうちょっと広げて、中学校区ぐらいの規模の中に、今の子ども会館というんでしょうか、ああいうものと、私がいつもいっております冒険遊び場のようなものがセットになってあればいいなと。学齢期になってからの情報というのは支援センターの中で機能できないとすれば、やはり子ども会館とか、そんな遊び場というようなところにこの情報がいつもあると。中学校区に一つそういうものがあればいいのではないかなと私はイメージしています。

今現在の子ども会館は、立地条件として、建物しか建っていないくて全く外がないという現状があって、やはり自然と触れ合うような外遊びも可能なスペースの中でそういうことがあるというのが魅力だと思うんです。先ほど前段で保育園の卒園児と学童に入る方の差というのも、私は自分の子どものときから今に至るまで、やはりそういうところが大きいかなと思っています。

それで、今現在の子ども会館を利用しようとすると、その隣接したところに公園がないという、広場がないというのが鎌倉市の現状だと思うんですが、青少年課の子ども会館だけではなく、私はぜひこども局の中で縦割りをなくして、いろいろ

る子どもの遊び場を考えていくのだとすれば、今、生涯学習課が管理しているところが幾つかあると思うんです。いろいろ寄贈された古いお屋敷などで庭があるような建物は、今現在、生涯学習課で大人の方が使われるということで開放していたり、いろいろあると思うんですけれども、その中で子どもが使うのにとってもいいということで、もう何回か使っている例が、例えば、市民児童員のグループの中でもあったりするわけです。そんなに大きいところとか、新しく予算を投じてつくろうというとなかなか大変なんですけれども、そういうような施設で、少し老朽化した建物であっても、そこで雨の日は何とかしのげてお弁当が食べられればいいわけで、そこからお庭に行って遊べるというような建物が各地域に結構ありますので、そういうものの有効化をぜひ考えていただきたいなと思いますし、今回の資料の中で深沢地区の三つの保育園のことが出ておりましたけれども、みんなで見にいった深沢保育園がもし移転するのであれば、あそこも遊び場につながっていますので、ぜひそういうことに使っていただければいいなと思いますし、さらに、その近所の野村総研が今度市に寄贈されるということになりますと、あそこに入りたいという希望のいろいろな施設があると思うんですけれども、あの一部をぜひとも子どもの冒険遊び場のようなものにしていただくと、今、総研の中は駐車場が広いんですね。やはり遠くからでも見えるように、今現在の親子には車で行けるメリットというのがとても大きいので、ぜひあの中の一部をそういうことにも使うというふうに発展していただければいいなと思います。

委員長 ちょっと保育所の話はまた少し別立てにしたいので、前半のところでは遊び場の話、子ども会館の話等々が出てきました。確かに市の方でこども局推進担当というのが立ち上がって、どうしてもここは何をするんだということの議論が中心になるんですけれども、一方で、今の委員がおっしゃったような子どもの遊びの状況、それから、ほかで使えるような施設をどういうふうに有効活用できるのか。それから、子どもの家、子ども会館等の現状、それからそれらの活用、改善について、個々のご意見がまたあろうかと思しますので、もちろんもう一度こども局推進担当に戻っていただいても結構なんですけれども、せっかくいろいろ利用状況等も個々に出していただきましたし、この間御質問があったように、一体何しているんだということで、一応、遊びの指導だとか生活指導ということでこういう業務方針というのを出していただきましたので、こういったことにかかわって何かご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 幾つかあるんですが、分けてお話をしようと思います。

それで、最初に家庭福祉課の方から資料説明があった中で、こういうことをいっ

ていたと思うんです。220と130との差が90と。それは一体どうなったのという前回の質問に対して、調査をしていないと。そこで考えられるものということで予想ということでお話があったんですが、予想では困ると思いますので、やはり今まで考えなければいけないと、そういう視点で見てこなかったということが問題なんだろうと思うんです。ですから、ぜひそういうところを調べていただければなと思います、それについては。ですから、予想で語らないでいただきたいと。

幾つかの意見をいう前に、一つ、子ども会館と子どもの家と、それから放課後児童クラブというのは非常に重複していて、私は非常にわかりづらいものなんです。

最初に一つだけ質問です。この場合でいくと、恐らく子どもの家というのが該当するのではないかと思うんですが、指導員の方、主たる指導員と副の指導員がいらっしゃるということでしたが、11ページの1日の表がありますが、そこで見ていると、保護者とのいわゆる保育園なんかでいえば連絡帳ですね。そういったもの、連絡帳というのは実施しているのかということをお聞きしたいんですが。要するに、具体的に見えないんです。

委員長 いわゆる保育園あるいは幼稚園も言ってらっしゃるのかな、連絡帳みたいなものを持っていらっしゃるかどうかという質問なんです。

幹事 連絡帳につきましては持っています。その連絡帳の中で児童の体調のこととか、施設でこういうことが起こったとか、そういうことで保護者との連絡を密にしています。

委員 ごめんなさい。私の子どもは子どもの家に行っていないので、その中身というのがよくわからないんですけども、連絡帳というのは非常に私は重要なものだと思います。特にここでいう子どもの家の業務方針の中で、家庭において適切な監護を受けられない留守家庭児童ということですから、非常に固い文章ですけども、我が家はこれに当たりますので、監護を受けられませんから、いわばほったらかし状態になりますので、ほっておけば、昔よくいいましたかぎっ子になってしまいますので、1日子どもがどのような生活をしていて、そして1年生、2年生、3年生になるうちに、だんだんと子どもがもう友達関係ができてくる中で、子どもの家にもう行くのが嫌だな、もっと自分の世界をつくりたいと思うのは、まさに当然のことです。ただ、それが親がわからない中でどこかに遊びに行ってしまったとか、そういうことがあるというのは、預けている身としては非常に困るわけですね、非常に不安がある。この間も神戸の事件があって以来、地域ごとに小学校からよく連絡が来るんです。最近こんな方が出ているから気をつけてくださいということで、もう暗くなると親が本当に迎えにいかなければいけないと、そ

うという実態があるんですね。そういう点でどうなのかな。私はちょっとよくわからないのですが、一つは、保育園に通わせている保護者の方々でかなり不安になっているのが、小学校に上がってから、さあどうしたらいいんだということで不安を抱いているご家庭が非常に多いです。多い中で、やはり鎌倉では学童保育がないから、では藤沢に行こうということで藤沢に転居される方も決して少なくないというのが実態ではないかと思うんです。

私も聞いていますと、前回、1日の生活は一体どうなっているんですかというところでもって、一体子どもたちがどういう生活をしているのかということが語られないのは非常に残念なことなんです。9ページ、10ページのところで、これは業務方針等ですから指導の課題として出されていると思うんですけれども、(1)遊びの指導、(2)生活の指導ということでいろいろ書かれてはいるんですが、非常に倫理的・道徳的なことが多くて、私は小学校の段階で子どもたち同士のかかわりをどう豊かにつくってあげるのかということが非常に重要だと思うんです。そういうことを意図した指導員の方にやはりきちんとついていただける。それから、だんだん夕方になってくると、冬場を迎えますと、4時半ごろからもう真っ暗になりますよね。そういうところでは一定の場所、家が見えるぐらいの場所までは送っていただくとか、そういうことがないと保護者はかなり不安ではないかと思うんです。当然、通常の職場なら9時から5時ということで、4時半までに帰るなんていうことは全く不可能なわけですから、その辺の不安をどう解消していくのか、その辺の生の声を私は聞きたいと思うんですね。非常に小学校の子育てというところがものすごく私は不安なんです。

その中でちょっと考えていただきたいのが、私ももともと鎌倉の人間ではありませんので、鎌倉に入ってきて初めて地域の中で知り合いをつくるというのは、実は保育園であり、小学校であり、いわゆる学童のようなところなんですよ。そこでもって何々ちゃんのお父さん、何々ちゃんのお母さん、こういうことを通じて初めて地域を知るんですね。そういった意味で保育園、幼稚園もそうですよね。そして小学校もそういう形で地域ごとに置かれているというのは、極めて私は重要な意味があると思っています。だからこそ、そこの中の親も含めて、いかに親と、それから子ども、それから指導員の方もかかわって、人間同士の、地域同士のかわりをつくり上げていくのかという視点に立って鎌倉の中の子育て支援を進めていくことが非常に重要ではないかと思うんですね。

この間ずっと15回論議されていく、審議されていく中で、地域の問題がいっぱい出てきたと思うんです。特に鎌倉という地域は、都市かという都市でもない。では、田舎かという田舎でもないということで、場所によっては

子育て世代の層の流動がそんなに多くはないと思いますが、むしろ子どもがいる家庭ですと地域の中で非常に珍しがられて重宝がされると。「いいですね」といわれるような存在なわけですから、そういう方々がお互いに地域の中で知り合える。まさに子はかすがいいと思いますけれども、かすがいになるのが保育園であり、幼稚園であり、小学校であり、そしてここで言う子どもの家とか、いわゆる学童があれば学童というところになろうかと思うんです。そういう観点から少しこの施策等を整理していただいてつくっていただきたいなと思うんです。少なくとも9ページ、10ページ、11ページを見る限りにおいて、私はそういうものが余り見えてこないんですね。それは非常に残念に思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。例えば、12、13ページあたりのこういう年間行事で、どのくらい地域との交流があるかどうか、そういうことも親御さんは気になる場所なのかもしれませんですね。まさに 委員がおっしゃっていた、定番だけではなくて、一体的にここでいろいろな活動ができるかどうかということもかかわってきますね。

委員 遅刻してきて済みません。青少年課にちょっと伺いたいんですけども、指導員全員帰宅（アラーム施錠）と書いてありますが、5時45分から、保育園は7時から8時までを保育していますから、その間はだれが子どもの面倒を見るとお思いなんですか。これで5時半に帰すようにするんですね、冬は4時半。それから後はだれが面倒を見るんでしょうか。

幹事 子どもの家の開館時間のお話かと思いますが、子どもの家は一応5時30分まで児童をお預かりしてしまして、最終が5時半ということになります。したがって、この後は、一人で帰られるお子さんであれば自宅の方に帰って過ごしている。また、あるいは友人の自宅に行ったり、そういうことで対応されていると考えています。

委員 でも、実際問題としては、保育園は7時までやっているし、幼稚園も預かり保育をやっているわけですし、家に帰ってもだれもいないと思うんですがね。そういう決まりなのか知りませんが、そういうことにしていると、子どもはその後どうなるんですか。もう少し具体的にお話しいただけませんか。子どもを見捨てているとはいわないけれども、ちょっと無責任な気がするんですけども。

幹事 子どもの家の閉所時間の5時半につきましては、確かに保育園は7時まで延長保育をしているということもあり、昨年度から子ども会館、子どもの家の管理運営の総合的な見直しを始めています。子ども会館、子どもの家、どちらの開館時間につきましても、現在検討をしています。

委員 5時半に閉める、冬は4時半というのは役所が決めたことであって、迷惑をこう

むるのは子どもだと思わなければならない、この辺のところを発想を変えて、ここはNPO法人に運営を委託するとか、何とかそういう方法ができないものなのではないか。もしもこの間に、5時半に子どもが帰ってさらわれたらどうするんですかね。

幹事 子ども会館、子どもの家の開館時間の延長につきましては、当然、中で仕事をしています指導員の勤務時間の延長ということになってまいります。したがって、時間を延長するのであれば、さらに人の手配とか、その辺も総合的に考えていかなければならないかと思えます。また、事業の委託化という話がありましたが、この件につきましても、総合的な見直しの中で現在検討を行っています。

以上です。

委員 私は子どもの家のユーザーですので、それは非常に大きなことなんです。先ほど子ども家庭福祉課で保育園のことについて考えていただいていると。それで、青少年課の方で子どもの家について考えていただいて、どうもそこにもう1回問題説明をしなければいけないという話をしたんですが、まさにそれはこういうところにも出てくるわけですし、保育園の管轄ということで5時半に保育園を閉めるということは、まず考えられない。保育行政としては考えられないと思うんですが、それがこういうふうに青少年課の方にいくと、保育園、幼稚園から上がってきて1年生になっても5時半で閉めるということになるわけですね。そういうような子どもの状況だとか親の状況だとかという、そういう前提になるところをしっかりと共有する部局であっていただきたいというふうに思っております。

それで、子どもの家について申しますと、5時半で終わるということももちろん大変です。うちの場合は4年生と1年生ということで、4年生の子に「両親が帰ってくるまで、そうして二人で待っていなさい」という以外の方法ができなかったわけですね。今もそういうふうになっているわけですが、もう一つ心配なのが、開所が8時半というのも、これも非常に問題でして、8時半まで家にいて出勤するというのはそれほど多くないですね。そうすると、家の鍵を閉めて出て、それでまた、家へ帰りなさいということをするわけですが、本気で思っているわけではないですが、冗談混じりにいえば、鎌倉の市役所に勤めている方は、8時半に子どもの家に行かせて5時半に迎えにいけば済むのではないかと。その人のためのものなのかなんていう冗談、冗談ですけれども、そういうふうになっているんですね。東京や横浜などへ通勤している保護者にとっては、これはもうほとんどそういう子どもに対して犠牲を払わせないと仕事ができないという時間だと思っております。

それから、中身についてはいいたいことはたくさんあるんですが、例えば、中に

ついては、どなたでも結構ですので、うちがやっているのは同じ子どもの家なんです、あそこに午後ちょっと様子を見にいかれると、どういう状況かというのはおわかりになるだろうと思います。非常に狭い施設の中に子どもがあふれていると。しかも、もう小学生になると保育園児とは動きが違いますので、中で大変な状況になっていると。それはそれで楽しくていいのかもしれないけれども、恐らく1年生で初めて入った方はびっくりするだろうなというような状況であります。これは施設の問題が一番大きいだろうと思うんですが、こういうことを改善しないと、いろいろソフトで工夫をしても絶対的な入れ物の問題がありますので、なかなか改善できないのではないかとこのように思っています。ほかにもいろいろあるんですが、それはちょっと時間がないので、また別のときにお話しできればと思います。

それから、もう1点だけ。子どもの家については、前回もありましたし、議事録にも出ていますが、はせ子どもの家というのが第一小学校の校区内であって、一つの小学校区に一つの子どもの家ということで準備をされているというのは一つの見識だろうと思って評価しているんですけども、はせ子どもの家に関してはそれがほとんど機能していないですね。この16ページの表を見ても、3月ぐらいになると在所数が3人というぐらいになってしまう。最初は1年生が割に多く入るんですが、つい通り切れないということでどんどん減っていったってしまうというような状況にあると私は考えています。やはり一つの校区に一つの子どもの家と考えたときには、その学校に隣接している、あるいは子どもの足で無理なく行けるところでないと、実際には意味がない。ちょっときつい方をしてしまえば、意味がないと思っています。第一小学校の校区にははせがあるからいいではないかとはお考えにならずに、もっときちんとともに機能する場所に第一小学校の場合にはつくらないと、これは形だけとられても仕方がないのではないかと考えています。特に第一小学校は校区が広いので、例えば、はせ子どもの家から大町の何丁目に戻るといことは実際問題としては不可能だろうと思います。子どもも疲れていますよね。不可能だと思います。しかも、それは4時半とか5時に「帰りなさい」といって、帰るまでに下手すると1時間近くかかってしまうところですので、これについては早急に考えていただきたいと思っています。

委員

委員とおっしゃったことにより私も同感のところがいっぱいあるんですけども、それに加えて、今、数字的なところが出ましたので、16、17ページに子どもの家の利用状況が出ていますよね。一番右端が合計のところになりますから、年間で平均すると1日平均で何名ぐらいか、これが恐らく実数に該当するものであろうと考えると、たしか国でしょうか、厚生省が管轄になるんでしょうか、いわゆる学童保育にかかわる補助金のペー

スになっているのが20人だったと思うんですね。そうすると、20人を
超えているようなところは2カ所ぐらいしかなくて、あとは本当に少ないと
ころでは先ほどいわれたところの3人とか、そういう状態になっていると。
実際には本当に必要としている家庭はかなりあるはずですよ。そこが最初
にいていた、先ほどの220から130の差のところの問題として出てく
るのではないかと思うんです。

この子どもの家の利用実態をやはりちゃんと引き上げていくということをしていかないと、
鎌倉の中の子育てがしやすいというところの基礎のところがつくれないので
はないかなと、私はそう思うんです。青少年課の方でどう考えているのかと
前回もお聞きしたんですが、やはりこれは青少年課として、この数字が低い
なら低いで問題だと考えているなら、これは率直に認めてどういうふうに変
えていくのかということ、せつかくこういう場が持たれているのですから、
全市民的に考えていくということもとても大事なことだと私は思います。

委員 よろしいですか。とても基本的なことを伺うようになると思うんですが、先ほ
ど 委員のおっしゃられた、藤沢には学童保育があるけれども、鎌倉には
学童保育がないという言葉がよくわからなかったので、ちょっと伺いた
いんですが、実は子どもはお友達が学童に行っているという言葉を使って、
「何々ちゃんは学童だから、きょうは遊べない」とかというような形で、学
童という言葉が自然に子どもが使っている、私は鎌倉に学童保育がなく
て藤沢にはあるのでどうしようかねという言葉が、本当はあるんだとい
うことを今知ってびっくりしたんですが、その学童保育と今鎌倉で行われて
いる子どもの家の違いみたいなものを教えていただいて、もし、例えば多くのお
母様やお父様が学童保育を望んでいるならば、鎌倉で今後学童保育をや
っていく可能性があるのかどうかを教えていただくのは、今の 委員さん
がおっしゃったことの答えにもなるのではないかと思うんですが、いかが
でしょうか。

幹事 まず、学童保育という言葉なんです、これは法の中では学童保育という言葉は
実際使われていません。「放課後留守家庭対策」ということで、児童福祉法
の中ではそういう言葉になっていまして、もともと保護者が放課後面倒を見
れないお子さんたちを、やむにやまれずお仲間の人たちと共同でお金を出資
して、子どもたちの面倒を見てくれる人を雇って始まった事業ということで、
学童保育という言葉が使われたと聞いています。一般的にそれが日常使わ
れているんですが、内容は、要するに、放課後の留守になるお子さんを健全育
成をするということで、鎌倉の子どもの家、または藤沢でやっている児童ク
ラブは内容的には目的も同じだといえます。

委員 よくわかりました。それででしたら、何か鎌倉の保育園に通わせているお母さん

たちが、「じゃあ、藤沢に行かなきゃ」ということもきつとなくなる。それが余り知られていないんだと思うんですね。学童保育というと、何かもしかしたら宿題を見てくれる人がいて、ちゃんと宿題をやらせたり、きちんきちんと放課後の生活も見てくれるというような印象をもしかしたら持っていて、学童保育と今鎌倉でやっている子どもの家の違いが余りわからなかったのかもしれないので、そういう点もアピールしていただくと、きっと鎌倉での子育てでももう少し違った目で見られる方が多くなるのではないかと思います。

委員 すみません。法律上は多分そうなるんだと思います。私の子どもは学童に行かせています。これはさっきいわれていた、親が共同出資してお金を出してやっているところです。そこでは連絡帳もあるし、親と直接指導員の方とお話をしながら様子が常にわかる状態になっているし、小さなときは家の近くまで送っていただいているということまでやっています。

ただ、先ほどいわれていた、僕は子どもの家の状況というのは子どもが行っていないから余り具体的にわかりませんが、例えば玉縄地域でいきますと、子どもの家がありますよね。そこでは、先ほども説明があったように、その場でもって帰宅をさせるわけですよ、暗い中を。小学校1年生が真っ暗な中をかぎを持って留守の家に帰っていくというのは、これはどういう状況の中であるのかということをお私に考えていただきたいなと思うんです。果たしてそういうふうな子どもの具体的な状況を指導員さんがつかんでいない、継続的な指導員さんがいない。そして、帰るときにも本当に一人で帰りなさいと、こういうことをするところが学童であるかと言ったら、それは親からすれば違いますよ。今までの保育園での保育の仕方と委員はおっしゃいますが、天と地の差ですよ。そういう中に子どもたちを放り出しているというのが実際のところなんです。だからこそ、藤沢地域に近い方々は、藤沢の方がまだいいよということで行かれる方が少なくない。そういう声は多分に耳にします。それが実態です。ですから、もちろんお金の上では学童保育ということで国の補助金は出ているのかもしれませんが、それを果たして学童というのかというと、私は疑問です。

委員長 よろしいですか。さて、今、8時を回りまして、全体の進行の状況がありますので、いずれこれをまとめていくときに、今日、出ましたご意見というのは報告書の中に盛り込んでいくことになるのかなというふうに思います。もう一遍今日、予定の中で報告書の目次立ての説明をし、これについては別紙の説明の前に、委員がいったあれなんですけれども、よく学生の卒業論文の指導をするときには、目次だけでも10回でも20回でも作り直させて、骨格から先に書かせるんですが、そうもいかないのです。

おおよそこんなものでよければ、あと、例えば、今日、3のところでは別紙というのがあり

まずけれども、ここへ盛り込んでいって文言にしていって、そして、そこでまた恐らくたき台を文章化したようなものをつくって、それに対してご意見をいただくという手順になろうと思うので、目次立てということでは、第二次案で次のステップで実際に各方向へ行かせていただきたいと思うんですが。

一応、15 - 1のところでは準備をしまして、全体としての柱立てそのものは変えていません。全体状況の中で少し詳しくしました。今回、地域別未就学児の人数等も出ましたので、こういったこととか、この間の審議会でのレポートも入れて、子どもの教育を入れていきたいと思います。子育ての状況というのも幾つか出していただきました。それから、鎌倉市の保育、子育て支援についてということで、ここは現状を書かせていただくということです。3と4が諮問事項に当たるということで、ここも変わっておりません。3 - 1、3 - 2については、鎌倉市が一定の提案をし、それについて皆さん方の意見をここへ反映をさせていくという形になろうと思います。

それから、4のところは、実は現状、今日いろいろご意見が出ました。相当改善が必要だというようなご意見が出たと思うんですが、具体的にこういうという、ある意味で3に近いような形での青写真というのは出ていませんので、むしろきょう、こういった資料に基づいたことから出てきた皆さん方の意見というのを書いていくことになるのではないかなということで、まず、ちょっと私の言葉なんですけど、親と子どもの居場所だとか、活動拠点ということで、特に放課後児童対策、きょうは随分いろいろご意見をいただきました。それから子どもの遊び、それから親子交流の強化・充実ということについて1点書けるかなと。それから、保育所・幼稚園のいずれにも行かない子どもと親への支援のあり方ということで、これは行政だけではなくて、委員がおっしゃったように、NPOとの連携も考えていただけるのではないかと。それから、ここのところでは、子育て支援センターとファミリーサポートセンターが実際に事業展開しておりますので、このことについて記して、これに対して皆さん方のご意見をいただきたいと思います。

それから、今日十分議論ができなかったので、また次回に持ち越しになると思うんですが、もう一遍、ひとり親家庭への支援ということで、今日、15 - 3の19ページのところでその資料が出てきましたけれども、ここのところでもいろいろご意見をいただけるのではないかなと思います。特に一般的にあって、ひとり親世帯に対する支援策が十分でないことに加えて、父子世帯がまた非常に施策を使いにくいというようなこともありますので、その辺のところもまたご意見をいただきながら書いていくことになると思います。

そして、委員から3と4があって、5がもう1回同じことになるのではないかと

ご意見をいただきましたけれども、3と4、2も含めてなんでしょう、総合的なまとめとして、総合的な施策の必要性ということで、きょう、随分これもお意見が出ました。いずれはこども局推進担当ではなくてこども局というのできるわけですから、これの役割について、皆さん方はこういうことにしてほしいという意見、今日も出ましたので、そこを書けたらなというふうに思います。それからあと、子どもと親の参加ということが私はすごく必要だと思いますので、これからこの審議会、せっかく再開をされたものを、何らかの答申を出してはいおしまいというのも、すごくそれはもったいないことだと思いますので、もちろん委嘱期間がありますので、何らかの結論は出さなければいけないと思うんですけども、引き続きやはり児童福祉審議会、あるいはそういう形をとらないまでも、子育てをしている人たちが参加できるような検討の場を設けていくということも盛り込めたらなと思って5-2というのを用意しました。

それから、どうしても現状では鎌倉市では解決できないことがありますので、国・県に一定のこの我々の議論の成果を生かしながら、提言をできたらなと考えておりますが、いかがでしょうか。

実際に書いていくとまた少し変わってきてしまうかもしれませんが、こんなところで作業としては前々回ぐらいにご了承いただきましたように、私と事務局の方で少したたき台をつくりたいと。

委員 一つだけいいですか。19ページを見ると、金銭的な援助はいっぱい載っておりますよね。でも、父子家庭が一番困っていることは家事援助なんですね。その辺を何か書き込むことはできないのかどうか、お考えをお聞きしたい。

委員長 書き込みたいなと思っています。多分家庭奉仕員の派遣も母子世帯の方しか受けていないと思うんです。それから、やはり使い勝手の問題で、よくないという話を聞きますし、ひとり親世帯共通のものと父子世帯固有のニーズというのがあると思うので、実は全国的にも余り施策はないんですけども、何らかの提案、あるいはそれこそ地域の方で何かできないかというようなことも含めて考えたいと思いますし、おっしゃるとおり金銭だけではないと思います。金銭も、母子世帯の場合には所得が低いですから、大切なことなんですけれども。

それでは、残された時間で、3の別紙というのを既に委員の方にはお示しをしておりますけれども、改めて説明をしていただき、多分残りが20分で、次の日程は決まっていますから、次々回の日程等を決めなければいけませんので説明をしていただいて、ご意見は次回以降に伺いますので、これをわからないという質問は次回以降議論をしていくときに大切なことですので、きょうはご質問を受けるという形で次回以降の議論に残したいと思います。

事務局 それでは、資料の15 - 2に基づいて事務局の方から説明をしていただきます。
保育環境の充実についてという部分で、前回、委員長の方から改めて市としての考えを示してほしいということがありまして、改めて市としての考えを説明いたします。

まず、第10回の審議会におきまして、子ども家庭福祉課として、「子育て支援の充実について（検討素材）」という資料10 - 3をお出しして論議していただきました。保育環境の充実に向けての市の方針は、現在でもこの資料10 - 3でお示したところと基本的には変わっていません。資料10 - 3に書きましたことをかいつまんで申し上げますと、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子育て支援のあり方も変わっていかざるを得ない状況にあります。地域の子育て支援という新しいニーズにこたえていくために、地域の拠点となる公立保育所に機能を付加・充実させていきます。五つの地域に1カ所ずつ拠点園を設けます。あわせて拠点園以外の公立保育所は民営化して、それによって生じる資源を地域の子育て支援事業に充てます。民営化は3園が対象で、社会福祉法人に設置と運営を移行します。移行に当たっては保育内容の充実のための条件をつけます。それから、移行は1園につき3年かけて順次クラスを減らしていく方式により、9年間で民営化を完了します。と、こういった内容でした。

今回、市の考え方を再提示するに当たりまして見直しをした結果、ただいま説明した基本方針は維持しながらも、一部追加ないし修正を行いたい部分がありますので、これからその部分について説明をさせていただきます。

資料10 - 3に追加・修正する部分を手書きで示してありますので、今回の資料15 - 2と並べてごらんいただきたいと思います。

先に内容を申し上げますと、追加ないし修正は3点ございます。

まず1点目、拠点化と民営化は深沢地域で先行して実施します。2点目、民営化の手法として当初案の民設民営化方式以外に公設民営化方式も選択肢として加えたい。それから3点目、移行の経過措置として3年をかける方式に替えて、引き継ぎ期間を設ける方式に切り替えます。

以上の3点を資料15 - 2に沿って説明をいたします。

資料10 - 3の4に民営化の内容（公立保育所の移行）があります。その（2）移行対象保育園の選出基準というのがありますが、そこに2項目追加をさせていただきます。

ウとしまして、「民営化は、深沢地域で先行して実施します。あわせて同地域の拠点となる公立保育所1園を、拠点にふさわしい機能を付加するため改修します。深沢地域で先行するのは、同地域の深沢保育園が公立保育所の中で最も施設の老朽化が進んでおり、拠点化、民営化のいずれにしても早い時期で

の改修が必要であること、近くに市の保有する土地（旧梶原ハイツ）があり、新深沢保育園をここと現在地のいずれに建設するにしても代替地の心配がないことがその理由です。」

エとしまして、「深沢地域の公立保育所の比較をすると、次表のとおりです。」
ということで、幾つかの項目に基礎的な部分での比較と、それから下の方には利便性、遊び場等、代替地の有無ということで、目で見てわかりやすくということ、x、の形で表示をさせていただきました。

この深沢につきましては、審議会の委員さんには現地を見ていただきまして、深沢保育園の現状、それから、ここで触れています旧梶原ハイツにつきましてもご覧いただいたところです。そのデータ的なことは表の下に注意書きとして用途地域、それから敷地面積を書かせていただきました。

それから、次の5の移行の手法です。（1）に移行先がありまして、10-3では「市立保育所」というのが「私立」になっていましたが、これはワープロの変換ミスで、これは市立の「市」であるべきだったはずなんです、今回、「公立」と表現を直させていただきました。

公立保育所の設置・運営主体を民間社会福祉法人に移行しますということとどまっていたんですが、今回、「なお、公立保育所のまま運営のみを委託する公設民営方式があり、今後さらに検討が必要です」というふうに、選択肢として具体的な手法を公設民営方式というのを追加させていただきました。移行先の民間社会福祉法人というのは、従来どおり、変える予定はありません。

それから、これに関連して、実は10-3でいえば（3）の部分で、施設移管の方法というのが現在のいわゆる民設民営方式に沿った表現になっていますが、当然、なお書きで今追加しました公設民営方式をとる場合は、その施設移管自体が必要ないということになりますので、厳密に言えば、ここもそういった注意書きを書き加えるべきなんです、今回は自明のこととして表現は改めていません。

次に、（5）の方の移行の方法及び期間です。「移行に当たっては、移行による入所児童及び保護者の負担をなるべく軽減する必要があります。また、移行時に新たな待機児を生まない配慮が必要です。このため、移行を円滑に行えるよう他市の事例を参考にしながら、十分な引き継ぎ期間を設定します」ということで、従来、冒頭申し上げましたように、3年で1園の民営化という方法を改めました。これはこの「また」のところで書きましたように、現在、待機児対策として定員を上回るような形で対応しているときに、やはりクラスを減らしていく、募集停止をかけるような方向というのはちょっと理解されづらいのではないかといい点がありまして、こういう方式に切り替えたということです。

以上で説明を終わります。

委員長 それでは、10 - 3というのが基本的な鎌倉市の考え方であると。ただ、それについて、前回、私の方でお願いをした中に、提言をしていただくに当たって現状に沿って修正・変更をされたということで、15 - 2というのが出てきたということになりますので。ご意見は次回以降にしたいと思いますが、このこれが表現としてわからんとか等がありましたら、どうぞ。

委員 この表の利便性のことについてなんですが、バス10分、モノレール10分、モノレール5分という形でそれぞれ交通機関が書いてあると思うんですが、利便性の中には、例えば、お迎えの車でお母様がいらした場合には、その車をとめておける場所があるとか、そういうことは含まなくてもよろしいのでしょうか。

もう1点なんですが、代替地の有無というのがあって、印がついている深沢保育園があると思うんですが、それで旧梶原ハイツになったときに、この×、
、
がどのように変わるかというのも見せていただけると、わかりやすいと思いました。

事務局 利便性をどういうふうにとらえるかというのは、私どもも十分理解しているとはいえないと思います。とりあえず公共交通機関に沿ったということで比較をしました。委員がおっしゃった駐車場につきましては、各園とも駐車場を容易するということはできていませんし、たとえこれが梶原ハイツの方になりましても同じような事情になるかと思えます。そういった意味では、ここでは考慮に入れていません。あくまで参考という意味合いでご覧いただければと思います。

委員 わかりました。

委員 幾つかあります。まず第1点目です。この民営化の問題については、なぜ民営化をするのかということについて、きちんと論議をされたことがございません。前回の審議会の中でそのところについてのきちんとした説明をしてほしいということだったんですが、それについても前の資料をそのまま出されるということで、どなたかが御質問なさったかと思いますが、財政の問題が一つの根拠になっていたと思います。それから拠点化ということでしたよね。拠点化の説明が大分変わってきたと思いますが、きょうの説明ですと、またもとに戻ったかなと思っておりますので、そのところをなぜ民営化をする必要があるのか、これはやはりきちんと出していただかないといけないなと思います。

それから2点目は、今回改めて検討されたということで、施設名が1園明確に出ています。なぜ1園明確に出ることになったのか、その経過を、今日は無理ですよ、説明をしていただきたいということ。今まではそういう

施設名は出していなかったということが、出すということは大きな違いですので、どういうふうな踏み込み方をしたのかと。

それから、一定の説明はあったとは思いますが、9年をなくしましたよね。それについては、配慮が必要なので十分な引き継ぎ期間を設定しますということであって、これは9年という年限がなくなっただけの話ですから、それはなぜ9年をなくしたのかということも、やはり論議をされた中で重要なことであろうと。

それから、公設民営とは具体的にどういうものを構想しているのか、これもよくわかりません。これをある程度、こちらの文章の中でいっている公設民営方式ですね、これは何なのかということをやはりきちんと説明する必要があると思います。

それから5点目、一番最後のところで「他市の事例を参考にしながら」とありますが、これは他市というのは具体的にどこのことで、どういうことを指しているのかということを確認させていただきたい。

それから6点目ですが、これは今ちょっと答えてくださいね。ここで言う深沢地域というのは、行政区割でいく保育園が該当するのは深沢、寺分、山崎、この3園が該当するんですか。そうなんですか。

事務局 そのとおりです。

委員 山崎は別ではないんですか。大船の方になるのではないですか。

事務局 行政の区分けからしますと、山崎です。

委員 山崎というと、要するに別の区域。

事務局 いえ、深沢地域です。

委員 深沢地域ということになるわけですね、そうですか。そうすると、もう1園必要だということになりますよね。なるほど。

それともう1点、これ私よくわからないんですが、15-2の5の(1)の移行先が修正されたところで、「市立保育所」が「公立保育所」になっておりますが、先ほどの説明でいくと、公立ではなくて民営化する保育所の設置・運営主体をと、これが正しいのではないかなと思うのですが、どうなのでしょうかということです。時間が迫っておりますので、ここで答えることは不可能だと思いますが。

委員長 最後の点はどちらでも同じ主旨かもしれないですね。そのほかのところについては、恐らく事務局側は「それはこういうことです」とか何とかというのがあられると思うんですけども、ここで議論をしていますと少し時間をオーバーすることになりますので、一たん委員の質問ということで受けていただきたいと思うんですが。6点挙げられて、主として最初の4点だと思います。さて、ほかに委員の方で質問はいかがですか。よろしいでしょうか。

たん私たち、委嘱に対する何らかのものを示さなければいけないという社会的な義務もあると思うんですけども、ただ、そのことと議論を不必要に急ぐということとは別だと思しますので、ちょっと7日までということで、最終ゴールがどこというのは、ちょっと今日は控えさせていただきます。

それでは、今日はちょっと5分過ぎましたね。ありがとうございました。